

船橋市下水道施設包括の民間委託（仮称）

実施方針（案）

令和8年6月

船橋市

目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 特定事業の事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定方法に関する事項	8
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	10
1 募集及び選定方法	10
2 応募者の参加資格要件	10
3 募集に関する留意事項	12
第3 募集及び選定スケジュール	13
1 実施方針（案）・要求水準書（案）に係る説明会・現地見学会及び資料閲覧	13
2 実施方針（案）・要求水準書（案）等に関する質問の提出	14
3 委員会の設定について	15
4 提案書の提出	16
5 優先交渉権者の決定	16
6 契約手続き	16
第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1 リスク分担の基本的考え方	18
2 要求する性能	18
3 事業の実施状況のモニタリング	18
第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
1 対象処理区	20
2 対象施設の規模	20
第6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
1 疑義が生じた場合の措置	22
2 管轄裁判所	22
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	23
2 本事業の継続が困難となった場合の措置	23
3 金融機関又は融資団と市との協議	24
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	25
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	25
3 その他の支援に関する事項	25
第9 その他本事業の実施に関し必要な事項	26
1 実施に関して使用する言語及び通貨等	26
2 書類作成に関わる費用	26
3 連絡先及び情報提供	26

第1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

船橋市下水道施設包括的民間委託（仮称）

(2) 本事業の対象施設

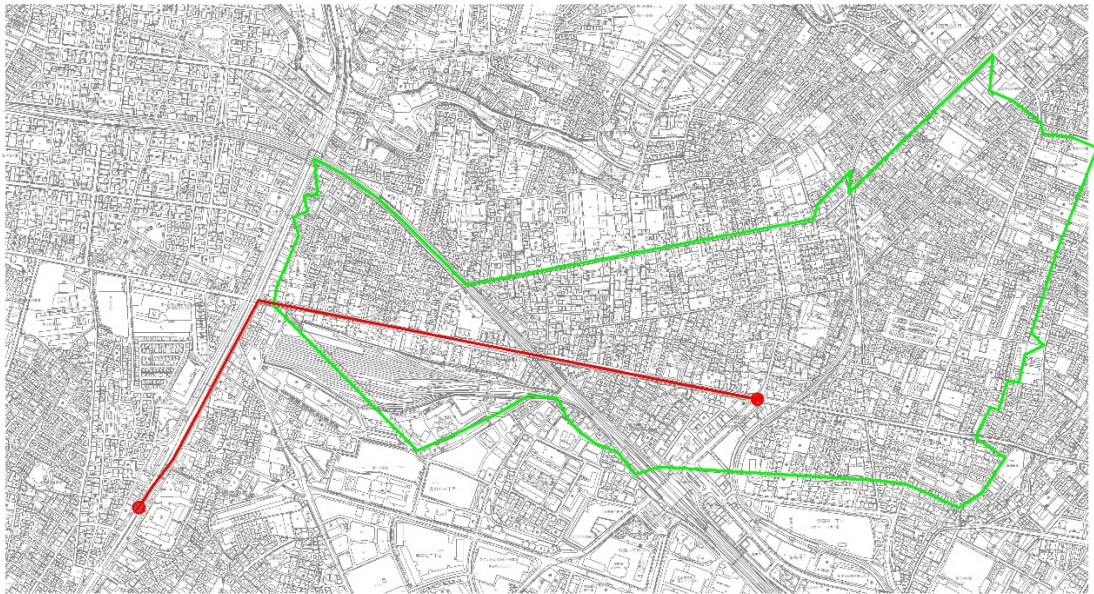
本事業の対象となる下水道施設は以下のとおりである。

- 高瀬下水処理場（高瀬幹線ゲート含む）
- 宮本ポンプ場
- 高瀬処理区合流地区の管路施設



図 1-1 本事業の対象施設

管路施設は、他の地区にまたがる幹線も存在する。責任範囲を明確化する為、高瀬処理区合流地区のうち、本事業の対象となる範囲を図 1-2 に示す。



※凡例は、以下のとおり。

- ・ 緑：高瀬処理区合流地区（谷津地区）
- ・ 赤：谷津幹線の対象範囲（線の終点はいずれも人孔）

図 1-2 他地区にまたがる幹線の対象範囲

（3） 公共施設等の管理者の名称

船橋市長 松戸 徹

（4） 事業の目的

東京都と近接する船橋市（以下、市）では、昭和 35 年頃から急激な宅地開発が進んだ。自然環境や生活環境の悪化を防止するため、昭和 35 年度に下水道事業の建設に着手した。着手以降、令和 8 年度時点で、60 年以上が経過している。

下水道人口普及率は令和 6 年度末で 92.2%である。市の下水道全体計画では、市域の約 83%にあたる 7,110ha（処理計画人口 652,900 人）を下水道計画区域とし、単独公共下水道 3 処理区（西浦・高瀬・津田沼）および流域関連公共下水道 2 処理区（印旛・江戸川左岸）の計 5 処理区に分割して整備を進めてきた。

市はこれまで、将来にわたり安定した下水道サービスを提供することを使命として事業を運営してきた。しかし近年、施設の老朽化に伴う業務量の増加をはじめとする事業運営上の課題が顕在化している。

こうした課題への対応として、令和 5 年度に国土交通省が官民連携の新たな手法である「水の官民連携」（令和 7 年度より呼称がウォーター PPP より変更された）を制度化し、事業の効率化・高度化・基盤強化を推進する方針を示した。これを受け、市は水の官民連携の導入に向けた準備を進め、令和 6 年度には「船橋市下水道事業民間活力導入可能性調査」を実施するとともに、民

間企業に対するサウンディング調査を行った。

本事業は、これまでの検討およびサウンディング調査の結果を踏まえ、官民一体の事業推進体制を構築することで、将来にわたり持続可能な下水道事業経営の実現を図るものである。

(5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づくものであり、事業方式は、管理・更新一体マネジメント方式（更新実施型）を予定している。

(6) 事業の範囲

本事業の範囲は対象施設の維持管理、改築及び統括管理等に関する業務を義務事業とする予定である。

なお、事業者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた「統括管理業務」を除いたものについては、第三者に委託等ができる。

① 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が事業者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する想定業務は表 1-1 を予定している。

表 1-1 想定対象業務（予定）

対象施設	対象業務	備考
高瀬下水処理場	運転操作・監視・監理	
宮本ポンプ場 高瀬幹線ゲート	保守点検・調査	設備機器（機械、電気、計装、建築附帯等）、各棟（建築、土木）自家用電気工作物、各種法定点検、電気主任技術者等の法定資格者の配置
	エネルギー管理及び温室効果ガス	
	測定・試験・分析	水質、汚泥、ばい煙、放射性・有害物質等
	環境対策	
	ユーティリティ調達	水道料金、ガス料金、燃料、薬品、消耗品等 ※電力は除く
	汚泥廃棄物運搬処分	運搬・処分業者との契約及び支払い業務は除く
	緊急・災害対応	マンホールポンプ場の運転応援協力を含む
	修繕（定期・緊急・その他）	
	維持管理	植栽管理、除草、建物・処理水槽の清掃等、統括防火・防災管理者（上部運動広場（タカスポ）を含む）等の法定資格者の配置
	更新計画案作成	
	詳細設計	提出資料については会計検査を想定して市が指定する積算基準に基づき積算を行い、数量計算書、工法検討に関する資料、その他市が指定する書類の提出を求めることを予定
	改築	高瀬下水処理場のみ
	工事監理	高瀬下水処理場のみ
	見学・ロケ撮影対応	高瀬下水処理場のみ
	台帳管理	既存の施設台帳システムへの入力
管路施設（公下）	保守点検・調査	
管路施設（排水管）	清掃	
	住民対応	問い合わせ対応は市が実施
	事故対応	

対象施設	対象業務	備考
	修繕	
	汚泥、草等廃棄物運搬	
	台帳管理	台帳システムへの入力データの提出
	緊急・災害対応	
	更新計画案作成	
	詳細設計	提出資料については会計検査を想定して市が指定する積算基準に基づき積算を行い、数量計算書、工法検討に関する資料、その他市が指定する書類の提出を求めることを予定
	改築	
	工事監理	
管路施設(その他)	保守点検・調査	
	維持管理	
	清掃	
	住民対応	
	事故対応	
	汚泥、草等廃棄物運搬	
	緊急・災害対応	
その他	統括管理	
	維持管理	下水道用地の管理等
	交付金・補助金申請の補助	
	会計検査対応の補助	
	市の計画策定・見直し業務の補助	
	市との共同での研究や災害対応訓練	

※1: 本事業開始後に市が別途発注する工事との調整が必要な場合は、市との協議のもと協力すること。

※2: 高瀬下水処理場における耐震化事業については、募集要項の公表前に事業内容を想定することが困難であることから、本業務の対象外とする予定である。

② 附帯事業

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではない。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の附帯事業実施義務を定めることとする。

③ 任意事業

任意事業とは、本事業の対象施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。

(7) 事業期間

本事業開始日は令和10年4月1日から令和20年3月31日までの10年間で予定している。

表 1-2 事業期間（予定）

スケジュール（予定）	内容
令和9年度第4四半期	基本協定締結
令和9年度第4四半期	引継ぎ
令和9年度第4四半期	事業契約締結（準備が整い次第）
令和10年4月1日	事業開始
令和20年3月31日	事業終了

(8) サービス対価の改定

① 事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定

サービス対価の設定（改定）時から、事業環境が著しく変化し、事業者の経営に影響を及ぼす場合、必要に応じてサービス対価の改定を行う。事業環境の著しい変化とは、以下に示す事項を予定している。

- ・ 物価が著しく変動し、さらに継続的に事業者の負担が増減することが予想される場合
- ・ 法令及び税制等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合

② プロフィットシェア

要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により費用を縮減した場合、当該縮減額についてプロフィットシェアを導入する。ここでいうプロフィットシェアとは、応募時に提出した計画を上回る費用縮減が実現された場合に、その縮減分を市と事業者で配分する仕組みをいう。

プロフィットシェアの詳細については、募集要項等において示すものとする。なお、事業者の創意工夫による費用縮減が認められた場合の配分割合は、市と事業者の協議により設定する。

③ 国庫補助金が要望額と相違する場合の対応

国庫補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と事業者は協議の上、計画の見直しを行い、交付額に応じた事業の実施を原則とする。具体的には、対象事業の実施時期の延期や、改築に代わる修繕への切替え等の対応を求めることを予定している。詳細は、募集要項等において示す。

(9) 保険

事業者は、本事業期間中、本事業の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保すること。付保した保険契約の内容及び保険証券の内容は、市の確認を得るものとする。なお、事業者が付保すべき保険の詳細は、募集要項等において示す。

(10) 改築工事に関する留意事項

① 改築工事の実施

事業者は、事業契約に基づき対象施設の改築工事を行う。ただし、市が公益上の理由を基に必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について市が改築工事を行うことがある。その場合は、事業者は、市に協力するものとする。

② 改築工事を行った施設の所有

市又は事業者が改築工事を行った施設は、市の所有に属するものとする。

③ 改築工事の対象

改築の対象は対象施設全体とし、その範囲は要求水準書（案）に示すとおりとする。改築工事は国庫補助金の対象となるものを基本とするが、応募者の提案を妨げるものではない。協議の上、市が公益上の理由により必要であると判断したときは、国庫補助金の対象とならない改築工事も実施できるものとする。

④ 市が実施することを予定している工事

本事業開始後に市が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、市と協議の上、協力するものとする。

(11) 事業の費用負担

義務事業に係る費用の全てについては、本事業のサービス対価の範囲内とする。

附帯事業に係る費用の全てについては、市が負担する。その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、事業契約に定める。

任意事業に係る費用の全てについては、事業者が負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、事業者は義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしな

なければならない。

(12) サービス対価の支払

本事業期間中、市は事業者に対しサービス対価を支払うものとする。サービス対価の構成は表1-3のとおりとし、業務量が固定的なものの変動的なものに区分する。変動的なものについては、実際の業務量の増減に応じて支払額を算定するものとする。詳細については、募集要項等において示す。

表 1-3 サービス対価の構成

項目		内容
維持管理	計画的維持管理	運転操作・監視・管理、保守点検・調査、測定・試験・分析、環境対策、ユーティリティ調達、汚泥・草等廃棄物運搬処分、修繕(定期・緊急・その他)、施設・管路施設・用地の維持管理(植栽管理、除草、清掃等)、エネルギー消費設備及び温室効果ガス設備の維持管理・監視、台帳管理等
	住民対応等	緊急・災害対応、事故対応、見学・ロケ撮影対応等
	維持管理計画支援	市の計画策定・見直し業務の補助等
	その他関連業務	
改築	改築計画支援	更新計画案作成
	詳細設計	
	工事、工事監督	
	その他関連事項	
統括管理等	統括管理	
	情報管理	
	セルフモニタリング	
	その他関連業務	交付金申請の補助、会計検査対応の補助
附帯事業		

(13) 関係法令

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。関係法令の具体名称は、要求水準書（案）に示すものとする。

2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準評価方法

市は、本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することにより、以下の効果が期待できる場合に、本事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。

- ・事業期間を通じた事業費総額の縮減（市の財政負担の軽減）が期待できること。
- ・市の財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービス水準の向上が期待できること。

（２） 選定結果の公表

市は、本事業を PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とした場合は、市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業を実施する事業者の募集及び選定は、受注者となる事業者により創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求め、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う予定である。

2 応募者の参加資格要件

応募者の構成、共通の参加資格、業務実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりとする。

地元企業の参画の考え方について、下水道事業は、地元企業の寄与によって成り立っていることが多く、持続的な事業運営のためには、地元企業の協力は不可欠と考えている。本市の水の官民連携において地元企業を応募グループに含めないことで、様々な地元企業が主に SPC からの再委託先企業または再委託先企業等として参画することを想定している。地元企業の活用は、事業者選定時の加点要素とする予定である。

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、単独企業（以下、「応募企業」という。）又は維持管理企業、建設企業、工事監理企業、設計企業の役割を担う企業から構成されるグループ（以下、「応募グループ」）とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、1 企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- ② 応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、基本協定の締結後に船橋市内に SPC を設立するものとする。
- ③ 特定の地元企業のみが受託できる環境になる可能性があるため、広く地元企業の活用を促す観点より、地元企業は応募グループに含めないこと。
- ④ 応募グループで応募する場合は、応募グループを構成する企業(以下「構成企業」という。)の中から代表となる企業 1 社(以下「代表企業」という。)を定めるものとする。
- ⑤ 応募グループで応募する場合、構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。各々の構成企業が携わる業務について明らかにするものとする。
- ⑥ 参加資格確認書類の提出後から優先交渉権者との事業契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、参加資格確認書類の提出後、事業契約締結までの間で当市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。
- ⑦ 異なる応募グループの構成企業間、又は単独企業と他の応募グループの構成企業との間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法（平成 11 年法

律第 225 号) 第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社 (以下「更生会社等」という。以下同じ。) である場合を除く。

- i. 親会社 (会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係にある場合。
- ii. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、i. については、一方が更生会社等である場合を除く。

- i. 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている場合。
- ii. 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) その他、上記 (ア) または (イ) と同視し得る関係にあり、本事業の公正性を阻害すると市が認めた場合。

(2) 参加資格要件

応募グループを構成する企業は、次の要件をすべて満たすものとする。

- ① 令和 8・9 年度船橋市入札参加有資格名簿への登録について、応募グループを構成する企業は次の (ア) から (キ) までの要件を満たすこと。
 - (ア) 設計業務を担当する企業は、令和 8・9 年度船橋市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿の「建設コンサルタント業務」に登録されていること。
 - (イ) 機械工事を担当する企業は、令和 8・9 年度船橋市建設工事入札参加有資格者名簿の業種「機械器具設置工事」に登録されていること。
 - (ウ) 電気工事を担当する企業は、令和 8・9 年度船橋市建設工事入札参加有資格者名簿の業種「電気工事」に登録されていること。
 - (エ) 土木工事を担当する企業は、令和 8・9 年度船橋市建設工事入札参加有資格者名簿の業種「土木一式工事」に登録されていること。
 - (オ) 建築工事を担当する企業は、令和 8・9 年度船橋市建設工事入札参加有資格者名簿の業種「建築一式工事」に登録されていること。
 - (カ) 運営・維持管理業務を担当する企業は、令和 8・9 年度船橋市物品調達・業務委託等競争入札参加有資格者一覧の業種「施設等運転管理他 (施設の運転・管理)」に登録されていること。
 - (キ) そのほかの業務を担当する企業は、令和 8・9 年度船橋市建設工事入札参加有資格者名簿又は令和 8・9 年度船橋市物品調達・業務委託等競争入札参加有資格者一覧の担当する業務に応じた業種に登録されていること。
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定及び PFI 法第 9 条の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 「ちば電子調達システム」により入札参加資格申請を行い、「船橋市入札参加資格者名簿」に登録 (業者登録) されており、入札参加資格の認定を受けていること。

- ④ 参加申込書の提出期限から優先交渉権者の選定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員等（船橋市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 18 号）第 2 条第 3 号に規定するものをいう。以下に同じ。）（暴力団排除条例等）に該当しない者であること。
- ⑦ 市町村税等を滞納していないこと。
- ⑧ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨ 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - ・ PwC アドバイザリー合同会社
 - ・ 中央コンサルタンツ株式会社
 - ・ PwC 弁護士法人

3 募集に関する留意事項

「第 2 2 応募者の参加資格要件」で述べた通り、広く地元企業の活用を促す観点より、地元企業は応募グループに含めないこととする。なお、地元企業は船橋市入札参加有資格者市内業者等認定基準で定める「市内業者」のことを指す（表 2-1）。

表 2-1 船橋市入札参加有資格者市内業者等認定基準における市内業者の定義

<p>船橋市入札参加有資格者市内業者等認定基準 (定義) 第 2 条 市内業者とは、常時契約を締結する事務所として船橋市内に本店または本社（以下「本店等」という。）を有している業者で、以下の条件を満たす業者をいう。 (1) 建設工事の登録業者については、本店等が建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）の規定により、許可を受けた主たる営業所となっている業者 (2) 測量等コンサルの登録業者については、本店等を有している（商業登記上の本店所在地が船橋市内であること）業者 2 市内に支店を有する業者とは、常時契約を締結する事務所として船橋市内に支店、支社または営業所等（以下「支店等」という。）を有している業者をいう。 3 前 2 項に規定する常時契約を締結する事務所とは、契約の見積、入札、契約の締結、契約の履行等、契約行為における実体的な事務を行う事務所をいう。</p>
--

第3 募集及び選定スケジュール

実施方針公表後のスケジュールの予定は、表 3-1 に示すとおり。

表 3-1 募集及び事業スケジュール（予定）

予定時期	内容
令和8年度第1四半期	実施方針（案）、要求水準書（案）の公表
令和8年度第2四半期	実施方針、要求水準書の公表
令和8年度第4四半期	特定事業の選定・公表
令和8年度第4四半期	募集要項等の公表
令和9年度第4四半期	基本協定締結
令和9年度第4四半期	引継ぎ
令和9年度第4四半期	事業契約締結（準備が整い次第）
令和10年4月	事業開始
令和20年3月	事業終了

1 実施方針（案）・要求水準書（案）に係る説明会・現地見学会及び資料閲覧

（1）実施方針（案）・要求水準書（案）に係る説明会・現地見学会

① 日程及び実施場所

実施方針（案）・要求水準書（案）に係る説明会・現地見学会は、本実施方針（案）及び要求水準書（案）の公表とあわせて実施する。

詳細は、市ホームページで確認すること。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/gesui/001/p147573.html>

表 3-2 実施方針（案）・要求水準書（案）に係る
説明会・現地見学会の日程と実施場所

項目	内容
日程	令和8年6月30日（火）
実施場所	高瀬下水処理場3階 大会議室
申込方法	様式1-1を「第9 3（1）連絡先」の連絡先まで電子メールにて提出
受付期限	令和8年6月26日（金）午後5時まで

（2）資料閲覧

① 日程及び実施場所

資料閲覧は、本実施方針（案）の公表とあわせて実施する。

表 3-3 資料閲覧の日程と実施場所

項目		内容
日程		令和8年7月1日(水)～7月7日(火)
実施場所	下水道河川管理課	船橋市役所 本庁舎5階 503会議室 (船橋市湊町2-10-25)
	下水道施設課	高瀬下水処理場 (船橋市高瀬町56番地)
閲覧資料	管路 (下水道河川管理課)	1. 第2期ストックマネジメント計画書 2. 上下水道耐震化計画、総合地震対策計画 3. 実施設計報告書※ 4. TVカメラ調査報告書 5. 日報(過去1か年程度) 6. 修繕履歴(過去5か年程度)※ 7. 清掃履歴(過去1か年程度)※ 8. 工事図面※ ※3. から 8. については、対象範囲のみ開示
	施設 (下水道施設課)	1. 第2期ストックマネジメント計画書 2. 総合地震対策計画 3. 年報、月報(過去5か年程度) 4. 日報(過去1か年程度) 5. 工事履歴 6. 委託・修繕履歴(過去5か年程度) 7. 工事竣工図 8. 委託・修繕業務報告書(過去1か年程度)

② 申込方法

資料閲覧を希望する場合は、受付期限までに様式1-2を「第9-3(1)連絡先」の連絡先まで電子メールにて提出すること。

資料が閲覧できる時間は、申し込み状況に応じて、開庁時間内(午前9時から午後5時)で設定する。

閲覧日時が確定した段階で受付完了の返信を行う。

参加可能人数については別途案内をする。

- ・ 受付期限：令和8年6月30日(火) 午後5時まで

2 実施方針(案)・要求水準書(案)等に関する質問の提出

(1) 受付期間

令和8年7月10日(金)まで

(2) 提出方法

実施方針(案)や要求水準書(案)に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、様式2に記入の上、「第9-3(1)連絡先」に記載した連絡先まで電子メールにて提出すること。形式は以下のとおりとする。

- ・ 提出ファイル形式：Microsoft Excel
- ・ ファイル名：様式2_質問書_〇〇（〇〇は提出者所属名）
- ・ メール件名：船橋市下水道施設包括的民間委託（仮称）質問書_〇〇（〇〇は提出者所属名）
- ・ メール本文に記載する内容：
 - ・ 提出者の氏名
 - ・ 所属
 - ・ 主たる業務領域（以下の選択肢から記載）
 - ① 管路施設・維持管理
 - ② 管路施設・改築
 - ③ 処理場・ポンプ場・維持管理
 - ④ 処理場・ポンプ場・改築
 - ⑤ コンサルタント
 - ⑥ 統括管理
 - ⑦ その他
 - ・ 所在地
 - ・ 電話
 - ・ メールアドレス

市が質問書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送付する。

質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

なお、質問書にてあげられた質問については、後日ホームページで公表します。ただし、公表にあたっては、企業名等が特定されない形とする。

3 委員会の設定について

市は、優先交渉権者の選定にあたり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、事業者選定委員会を設置し、審査を行う予定である。

事業者選定委員会の委員は以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得る為、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

表 3-4 事業者選定委員会の委員一覧

選定委員	所属及び氏名	備考
委員長	日本大学 生産工学部土木工学科環境工学研究室 教授 森田 弘昭	学職経験者
委員	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授 佐藤 弘泰	学職経験者
委員	地方共同法人 日本下水道事業団 ソリューション推進部 次長 川上 高男	外部有識者
委員	公益財団法人 日本下水道新技術機構 研究第二部 副部長 岩本 直登	外部有識者
委員	船橋市建設局 局長 平塚 勇司	船橋市職員
委員	船橋市建設局下水道部 部長 山崎 佳久	船橋市職員

4 提案書の提出

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。提案に必要な書類など、詳細については、募集要項等に示す。

5 優先交渉権者の決定

事業者選定委員会は、応募者からの提案書について、提案価格、事業遂行能力、その他の条件を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を優先交渉権者として選定する。

市は優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合には、優先交渉権者と基本協定を締結し、さらに基本協定を踏まえて事業契約を締結する。

6 契約手続き

本事業における優先交渉権者選定後の契約に関する基本的な考え方を以下に示す。

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者として選定された者は、優先交渉権者選定後、速やかに基本協定を市と締結しなければならない。

(2) SPC の設立

優先交渉権者又は優先交渉権者となった企業グループを構成する企業は、水の官民連携事業に関し、基本協定締結後速やかに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として SPC を船橋市内に設立し、商業登記簿謄本を市に提出しなければならない。

応募グループを構成するすべての構成員は SPC に対して出資することを要し、代表企業の出資比率は全出資者の中で最大でなければならない。なお、選定事業者以外による出資はできない

ものとする。

応募グループの構成企業は、事業契約が終了するまで、SPCの本議決権株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 優先交渉権者による準備行為

優先交渉権者は、SPCの設立や事業契約の締結準備と並行して、業務開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎや現地調査を実施することができるほか、市と業務内容について協議を行うことができる。

(4) 事業契約の締結

市とSPCは、事業契約書(案)の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。

(5) 次点交渉権者との協議

① 事業契約の内容に関する協議が成立しない場合

市は、事業契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

② 事業契約締結までに優先交渉権者が応募資格を欠くに至った場合

市は、事業契約締結までに優先交渉権者が前記「第2 2 応募者の参加資格要件」で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

(6) 事業契約締結に係る留意事項等

① 優先交渉権者選定から事業契約締結までの間、事業提案書提出前に明示的に確定することができなかった事項について、必要に応じて市と事業者との間で協議を行い、内容を定めるものとする。

② 事業契約の締結に係る事業者の弁護士費用、印紙代等は、事業者の負担とする。

第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。リスク分担表は別紙1のとおり。

2 要求する性能

本事業において実施する業務に要求する性能等については、別途公表する「要求水準書(案)」に水準等の一部を示している。事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるような事業を実施することとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの方法

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う。

(2) モニタリングの実施時期及び概要

① 財務状況

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、市に報告を行う。

② 事業評価委員会

事業途中及び事業終了後に、本事業の実施状況及び効果を確認するために開催する。

(3) 性能未達の場合における措置

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、減額、支払停止及び契約解除のペナルティを与える予定である。なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、今後、モニタリング基本計画書(案)で示す予定である。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合、市は事業者に代わり、本事業等を実施する場合もある。その際にかかる費用は、事業者に求めることができるものとする予定である。

なお、参考として、現在の高瀬下水処理場の包括的民間委託においては、放流水が要求水準に未達の場合、段階的に以下の手続きをとる。

ア 第1段階:未達の確認、報告

受注者は、環境計測により放流水質が放流水質における各基準を満たしていないことを把握したら、速やかに発注者に報告する。

イ 第2段階:改善期間、改善計画書の提出

- ・ 放流水質における各基準未達の場合には、受注者は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明や改善措置を行う。
- ・ 流入水が流入基準を継続して満たさない場合は、発注者にて改善を行う。
- ・ 流入水が流入基準を満たしている場合は、受注者は改善計画書を作成、提出し、改善措置を実施する。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。ただし、やむを得ない事態による場合は、受注者は上記に係る費用を発注者に請求することができる。
- ・ 受注者は、自らの負担で行う環境計測において、改善措置の効果を確認し、放流水質における各基準を満足できるようになるまで、改善状況を発注者に報告する。

ウ 第3段階:委託費の減額

放流水質における各基準未達の場合には、流入水が原因である場合及びやむを得ない事態による場合等発注者の承諾した場合を除き、第13条の委託費用の見直しに基づき委託費を減額することができる。

エ 第4段階:契約解除、違約金

流入水が原因である場合及びやむを得ない事態による場合等発注者の承諾した場合を除き、放流水質における各基準を満足できない状態が 20 日以上継続する場合、または改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書通りに業務を行わない場合、発注者は契約を解除することができる。この場合、受注者は、定められた違約金を支払う。

(4) 検査

① 更新計画案作成・詳細設計業務

事業者は、ストックマネジメント計画（第4期、第5期）に反映できる更新計画案の作成や詳細設計の内容について適宜、市と協議を行うとともに完了時に市が指定する書類を提出し、市の検査を受ける。

② 改築工事

事業者は、週間・月間工事工程表を作成し、定期的に工事施工、工事監理の状況について報告を行うこと。

また、市が要請した時は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、市はいつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

なお、検査時には、市の指定する施工記録等を用意すること。

③ 各施設の業務

事業者は、定期的に業務の実施状況の報告を行う。

なお、修繕や点検実施時には、市の検査を受ける。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 対象処理区

本事業の対象処理区及び施設の概要は、以下のとおりである。

なお、下水道用地については、別紙2を参照すること。

表 5-1 高瀬処理区の概要

事業計画	処理面積（うち合流）	2,350ha（339ha）
	処理人口（うち合流）	296,818人（48,905人）
	汚水量	140,411m ³ /日
供用開始年度		平成11年度
普及率（整備人口/行政区内人口）		91.5%

2 対象施設の規模

表 5-2 主な対象施設の概要（高瀬下水処理場）

名称	高瀬下水処理場	
位置	高瀬町56番地	
処理区名称	高瀬処理区	
供用開始	平成11年4月	
排除方式	分流式（一部合流式）	
処理方法	嫌気無酸素好気法（バックアップとして凝集剤添加）	
現有能力	102,000 m ³ /日	
計画放流水質	BOD	10 mg/L
	T-N	15 mg/L
	T-P	1.5 mg/L

表 5-3 主な対象施設の概要（宮本ポンプ場）

名称	宮本ポンプ場
位置	宮本2丁目15番5号
処理区名称	高瀬処理区
供用開始	昭和55年10月
排除方式	合流式（雨水）
揚水能力	約720 m ³ /分

表 5-4 主な対象施設の概要（管路施設）

対象施設		数量	備考
管路施設	公共下水道 (管路施設)	104.8km	【布設年数別管渠延長の割合】 ・ 谷津地区 (38.3 km) > 50年経過管：0% > 40年経過管：2.7% ・ 宮本地区 (66.5 km) > 50年経過管：0% > 40年経過管：80.5% 【口径別延長】 150mm から 800 mm未満：80.7 km 800 mmから 2000 mm未満：18.6 km 2000 mm以上：5.5 km 【管種別延長】 HPS:コンクリート管（推進ヒューム管）：6,464.0m HP:コンクリート管（普通ヒューム管）：61,095.9m HP(K):ヒューム管（更生）：1,902.2m K:コンクリート製（HPを除く・現場打ち）：0.00m BX:ボックスカルバート：1,951.0m BX(K):ボックスカルバート（更生）：176.1m VP:塩化ビニール管：57.8m VUS:塩化ビニール管（推進管）：3,199.4m VU:塩化ビニール管（普通管）：29,802.8m FRPM:強化プラスチック複合管：21.1m TP:陶管：14.6m リブ付塩化ビニール管：114.4m
	公共下水道 (人孔)	3,789箇所	
	公共汚水枡	10,759箇所	
	公共下水道 (取付管)	16,284箇所	
	排水管	0.4 km	
	調整池	4箇所	

第6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業計画、基本協定、又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2 管轄裁判所

基本協定及び事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

上記「1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置」を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

1. 事業者の提供するサービスが要求水準書（案）に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。
2. 事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。
3. 上記1.及び2.の規定により市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

1. 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できるものとする。
2. 上記1.の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

1. 不可抗力その他市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
2. 一定の期間内に上記1.の協議が整わないときは、市は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。
3. 上記2.の規定により市が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

3 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように協力するものとする。

3 その他の支援に関する事項

市は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市は必要に応じて協力する。

第9 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨等

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

2 書類作成に関わる費用

公募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

3 連絡先及び情報提供

(1) 連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

船橋市下水道部下水道河川計画課

担当：近藤、佐藤

所在地：〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25

電話：047-436-2662

メール：gesuikakei@city.funabashi.lg.jp

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、船橋市の水の官民連携に関するホームページ等を通じて適宜行う。

- ・ 船橋市ホームページ（船橋市におけるウォーターPPPの検討状況について）：
<https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/gesui/001/p143072.html>
- ・ 船橋市「下水道・浄化槽・し尿収集」に関するホームページ：
<https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/gesui/index.html>

リスク分担表

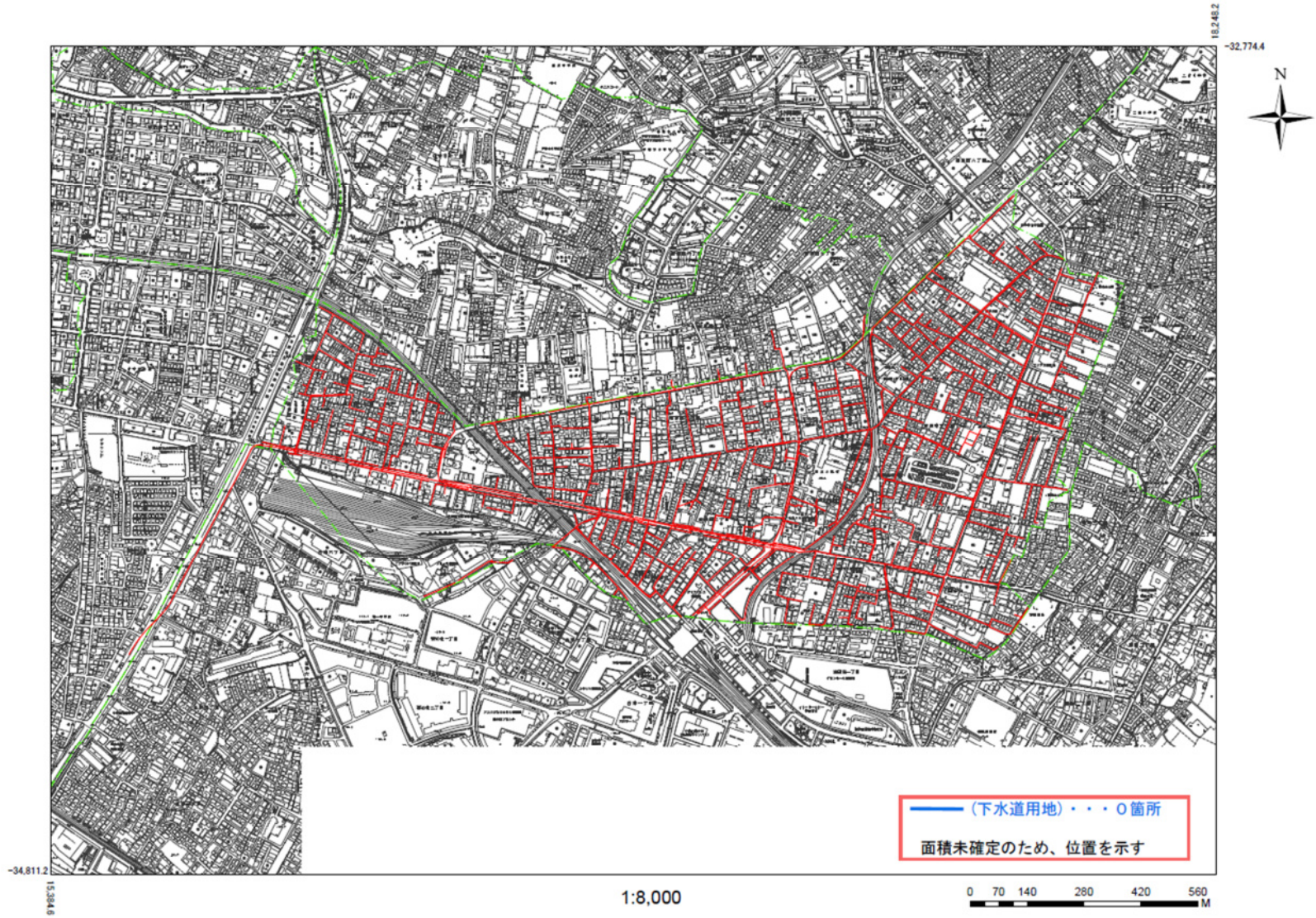
項目	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
共通	1	工事等の遅延	業務対象施設の発注者の工事等の遅延による施設機能の不足	○	
	2	住民等の対応	行政サービスに係る住民等苦情・要望に関するもの等	○	
	3		上記に係る一次対応及び上記以外のもの		○
	4		受注者の業務実施に伴い生じた住民反対運動、訴訟		○
	5	環境問題	受注者の責による環境問題(周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等)の発生		○
	6		受注者の責による有害物質の排出・漏洩		○
	7		上記以外のもの	○	
	8	事故・災害	受注者の責による事故・災害の発生		○
	9		上記以外のもの	○	
	10	不可抗力	天災等による施設の破損* *天災が起きた場合でも受注者の故意または重過失によるものは除く	○	
	11	経費の上昇	発注者の責による業務内容・用途の変更等に起因する経費の増大及び契約書に規定する経費	○	
	12		上記以外の経費の増大		○
	13	計画書記載事項の履行	受注者が作成した計画書の不履行		○
	14	契約締結のリスク	発注者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	15		受注者の責により選定受注者が契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	16		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	17	法令等の変更	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
	18		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	19	第三者賠償リスク	維持管理上により発生する騒音・振動・悪臭等に関すること		○
	20		受注者の行う業務に起因する事故、受注者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
	21		上記以外のもの	○	
	22	委託の中止・延期に関するリスク	受注者の事業放棄、破綻によるもの		○
	23		発注者の責務不履行によるもの	○	
	24	物価変動リスク	本事業での契約書等に定める範囲内の場合		○
	25		本事業での契約書等に定める範囲を超える場合	○	
	26	金利変動リスク	本事業での契約書等に定める範囲内の場合		○
	27		本事業での契約書等に定める範囲を超える場合	○	

項目	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
	28	税制の変更	一般的な税制の変更		○
	29		消費税及び地方消費税	○	
	30	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	31	下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増	○	
維持管理	32	性能事項の達成	要求水準の未達成		○
	33	施設の損傷	施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
	34		受注者の責により施設が損傷した場合		○
	35		上記以外のもの	○	○
	36	対象施設等での下水のいっ水	受注者の責による施設設備の操作に起因するもの		○
	37		上記以外のもの	○	
	38	下水の水質変動リスク	流入水による経費の増加	○	
	39		上記以外の経費の増加		○
	40	突発修繕費の増大リスク	受注者の責による補修費の増大		○
	41		上記以外によるもの	○	
	42	維持管理・修繕費用増大リスク	詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用が、発注計画時想定以上に増加した場合	○	○
	43	道路陥没リスク	業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務の要求性能の不適合により、道路陥没が発生した場合		○
44	業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務が未実施の箇所で、道路陥没が発生した場合		○	○	
調査・計画・設計に係るリスク	45	調査リスク※1	受注者が実施した TV カメラ調査などに不備があった場合		○
	46	計画・設計リスク※1	発注者が実施した長寿命化計画、改築基本設計等に不備があった場合	○	
	47		市の改築設計の要求内容・条件の内容に不備があった場合	○	
	48		受注者が実施した計画・設計に不備があった場合		○
49	要求性能リスク	改築工事完成後、市の検査で要求性能に不適合部分、施工不良部分が発見された場合		○	
建設	50	工事費増大リスク	受注者の責めにより工事費が増加した場合		○
	51		発注者の要因による設計変更等により工事費が増加した場合	○	
	52	施設の契約不適合リスク	業務開始後に受注者が整備した施設の契約不適合		○

項目	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
	53	国補助金交付不足	国補助金の要望額に対して、国からの交付額が相違し、内容の変更が必要な場合	○	○
その他	54	公募手続リスク	募集要項等の応募手続の誤り	○	
	55	提示資料リスク	募集要項等の提示資料の誤り	○	
	56	応募費用負担リスク	応募に係る費用の負担		○
	57	業務開始の遅延リスク	発注者の事由による業務開始の遅延	○	
	58		受注者の事由による業務開始の遅延		○
	59		不可抗力等による業務開始の遅延	○	
	60	契約解除リスク	業務継続の必要がなくなった場合	○	
	61		受注者の債務不履行、不遵守等		○
	62		発注者側の事由により業務の継続履行が困難になった場合	○	
	63		受注者側の事由により業務の継続履行が困難になった場合		○
64	施設の健全性	業務終了時の施設機能の要求水準未達		○	

※1: 事業者には、市が提供した調査結果を確認する義務があり、疑義が生じた場合はその段階で確認を行う

下水道用地 (谷津地区)



下水道用地 (宮本地区)

